

懷舊記事

四





赤間關并豊前南部畧圖 東

周防洋



西

北

長門國

長府

一宮

千珠

滿珠

那崎

田之浦

司門

赤間關

引島

大里

赤坂

足立

足立山

湯川

葛原

曾根

大賀峠

刈田

企救郡

豊

前

京都郡

筑前國

浦生

徳力

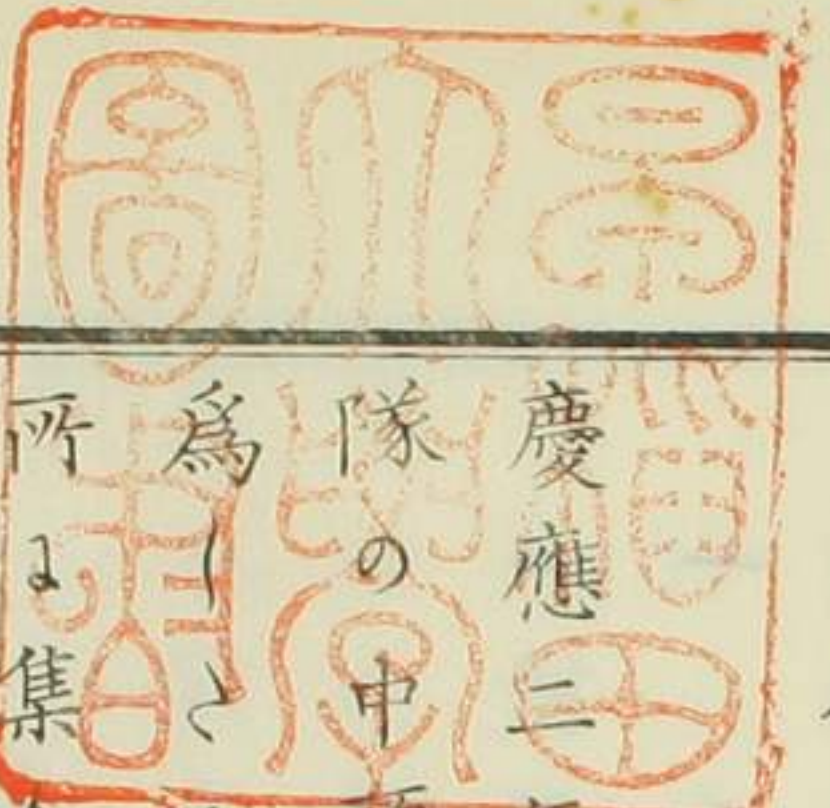
野

田川郡

香春

南

伊予門
號 745
卷 4



懷舊記事第四卷

含雪居士口述

秋月新太郎筆記



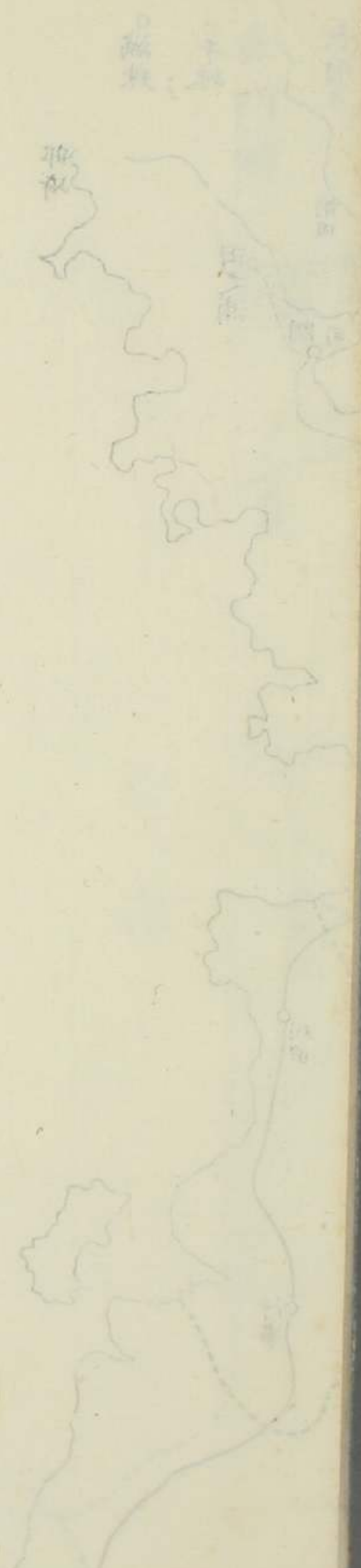
慶應二年丙寅正月幕府の大目附等ハ藝州ヨ来リ諸
隊の中頭立ちヨる者四五名ヨ面接すべきの通牒を
爲シヨルヨ付諸總督等ハ本月十五日迄ヨ山口會議
所ヨ集リ各隊の議を參シ之を君前ヨ決セんと以予
の意見ハ概畧左の如シ

- 一 小瀬川口 遊撃軍二三小隊出張
- 一 野坂口 南圍隊一二小隊出張
- 一 山代 膺懲隊若クハ他兵一二小隊

懷舊記事 卷四

赤間關并豊前南將畧圖

國利新



出張

- 一 山口守衛 鴻城軍集義隊
 - 一 三田尻秋穂口 御楯八幡兩隊
 - 一 馬關口 奇兵隊或ハ報國隊を出張せしむべし
 - 一 萩 御手配の事
 - 一 干城隊ハ御手配の通、撰鋒隊ハ諸口へ分配出張の事
 - 一 縣令總出張の事大目御等ハ甚出
 - 一 大夫其外重臣の家来ハ各引受場所を固むべし合ハ士口也 妹民添大
- 又何時戦端を開らんも測り難きを以て予ハ左の件々を議定せんとす

- 一 賊兵襲来の節、馬關防禦方ハ豫め定め置き、長府清末二藩兵とも、進退分合驅引一致せざるべからざまば、合詞相印等を約し置くべし
- 一 吉田美禰船木等の農兵ハ、隊中より司令士を附け置くべし、新地亦同ト
- 一 防長二國彈藥總計、大小銃砲の數ハ應ト、一日戦争の費彈藥凡幾何、一箇月の費幾何、一箇年の費幾何を、豫算致置くべし
- 一 兵糧を徳地ハ蓄へ置くべし
- 一 天下の大勢を觀て、豫め胸算を立て、幕薩の情態、并ハ海外の形勢を察知することハ著手し置くべし

此頃四境兵備の事は付桂より予は送りたる書簡の
當時の情況を見るに足まり其文左の如し

朶雲拜見、彌御忠壯御盡力、大賀此事は御座候、藝國
模様も廿一日以来の事、別は相聞候事無之、乍然去
年來士民一統訴君寛候處の條理にて、今日迄来り
候事は付、二州且神州の幸不幸は察知及び不申
候得共、大道の不立處は戦の外無之、逐々御承知
の次第にて、戦は及ぶも不及も、彼の了簡任せは付
此上の於、我は精々勝ち候手段を相盡し候外有之
間敷歟と奉存候、士氣の作興も、處女より脱兔の處
は行届候様、只管邦家の御爲め祈念致し候事は御
座候、古来往々一時の奔氣、初脱兔終處女と相成、大

國覆滅の例も不少、御高論も被為在候は、窺置度
奉存候、處々へ出張の事、只今の所にては、十八宰判
へ先づ御手配相成候處にて、どこまでも待敵の覺
悟相定め不埒無之様、追々御沙汰相成候次第は付、
襲来は海陸とも被相察かき事は付、何れの地も
要衝は相當り候處へは、相當手の盡し置不申ては
不相叶歟と存候、山口は只遊軍と相成居候は、第一
第二第四の三大隊の外無之、是は敵の模様は依り、
何れにても早急差出され候様致し置不申ては、急
は相應し候事出来不申候、小瀬口の方へ、遊撃岩國
現場の處餘程手を盡し候由、當節別て遊撃はも心
を用ひ候趣は御座候、山内總督の論、曾て御新も承

り居候事_二付、段々相論_ト候處、總奉行_ト申事ハ八
 家凡て八家一門ニ限り、古より無_レ之、國司志道_ハど
 ても、一手の指揮被_レ仰付候_ト申事_ニ御座候由、且又
 其指揮を被_レ仰付候_テ、たとへば奇兵隊_ハなり、撰鋒隊
 なり、其外物頭等も出張致_シ候處_ニて、一手の指揮
 諸兵驅引_ト申事_ニも當り、總奉行の主意_ニも相成
 候由_ニて、今日の處_ニてハ、敵兵何_レもへ來_リ候事_も
 難_レ被_レ計_ニ付、十八宰相相應_ニ御手當_ハ相成_不申_テ
 ハ、不相叶事_ニ候間、馬關口_ハ長府公_ニ御委任_ニ相
 成_、御本家よりハ先づ其御隊御手當_ト相成事_ニ付、
 格別總奉行_ト申事_ハ無_レ之、指揮驅引_ト申事_も別_ニ
 無_レ之_、ふとどの、功者_ハる役人方_ハの御説_ニて、色々拙

論を咄候_テも、條理_ニ負け、且筆も取らざる事_ニ付、
 甚困窮仕居候處、所詮其勢_ニて徹底_不仕_、夫_トて現
 場の情實_ニ於_テ、御察_シ申次第_も有_レ之候_ニ付_ヘの
 字_クの字_ニ相論_ト、漸_クこ_ト付_ケ候_ニ付、是_ニて先
 づ御承知_可被_レ下候、元より此勢_ニ付、時宜次第_其御
 隊御出張_ハ不_申能_候

狂老兄

御密拆

允

而_シて政府_ハ穴戸備後介小田村素太郎_ヲ使者_ト
 て藝州_ニ遣_ス幕府の大目附_ニ向_テ藩情_ヲ陳辨_セ
 しめ_スる_ニ訊問_數旬_ノ末、兩人_ハ大目附_ノとめ_ニ拘
 留_セられ_スる_ガ後_ニ放_シれて歸_ルこと_ヲ得_スり
 政府_ハ敵兵_日々_ニ四境_ニ迫_ルを以_テ五月二十二日

左の令を發し、

一 今度敵兵襲來の節、兼て沙汰被仰付置候通
 り、受場々々、於て防戦せしめ、時宜に依り、互に
 應援仕、一致決戦勿論の事、候處、孰も憤激の餘、
 兎角發砲の場合、早まり、妄り、彈藥を費し候
 て、持久難相成し付、御直書附御軍令、も、堅
 く被相禁置候得共、尚又左の通被仰出候事、
 一 砲隊の儀、我砲大概佛蘭西式忽砲、五町
 内外の射距離、敵砲ハ米利堅式忽砲、又ハライフ
 ル、カノン取交相用候様子、付、彼よりハ遠射も
 可致の處、戰砲の射距離、適宜の場、至らざる内
 ハ、無益の發砲誓て致間敷事

一 装條銃の儀、佛蘭西忽砲よりも遠距離達候
 事、付、時宜に依り候て、小銃遠射及戰鬪の期
 も可有之の處、砲射の機會未だ至らざる内、砲
 隊の儀、肅然として其場合を相待候事、勿論の
 事、候、右等發射の前後を以て、兵士勇壯の議論
 不可致候事、

右の通、砲銃隊司令士の面々篤と相心得、管轄の兵
 卒兼て相警置候様、沙汰被仰付候事、

已よりして三好軍太郎を藝州近傍に遣えし、るは敵
 情日々切迫るを探知して歸陣し、又長府よりハ門
 司大里邊陸續敵軍の來集するを報ぜり、仍て吉田在
 陣の奇兵隊ハ進て豊浦の一宮に出張をるは決し、六

月五日朝全隊吉田を發し未時一宮に達し其行軍規則等左の如し

- 一 朝五ツ半時、本陣に於て起鼓を發し、隊々へ受継ぎ、右本陣前より相揃ひ、後令を待つべし、
 - 一 中軍急鼓の起るを聞き、行軍規則に従ひ、前軍より順々押出し、長府に到り、兵糧を認め了り、又中軍急鼓を以て押陣、一の宮に於て陣を据え、前軍より隊別神前に詣り、中軍分散鼓を以て、各陣所に到るべし、
- 行軍規則
- 一 行軍中、隊伍不可離、妄り不可談論、整々肅々、不意を警むべき事、

一 中軍笛聲を發せし、前後へ受継ぎ、押陣可相止候事、

- 一 大小用便、其外無據用事有之候節、伍に其長に届々、伍長の隊長に達し、速に其事を辨ずべし、三町以上を相離候迄も及、遲滞間敷候事、
- 一 行軍中、假令如何様の急變差起候とも、猥りも動揺すべからば、諸事本陣の差圖を可待事、
- 一 兼て定置く所の軍令相背くべからば、右の條々堅く可相守候、若し違背の輩於有之、軍法を以て從事する者也、

奇兵隊總督

又著陣の上各隊に令を吐ること左の如し

規則

- 一 夜中故無くして擊鼓を禁ぶ、
- 一 一伍一人の外他出不相成、尤も外出の節ハ戎服勿論の事、
- 一 但夜行、且馬關行禁之、
- 一 陣屋々々於て不覺無之様、夜中不寢番、且近邊廻見勿論の事、
- 一 當處陣所の儀ハ、御末藩在住の諸士、且農家其外借請の事ハ付、いづつケ間敷儀無之様致以可き事、
- 一 異變の節ハ、本陣於て、野戰砲空發二發相圖致候間、陣所々々於て隊伍相整、本陣の令可相

待事

但府方の儀、晝夜ハ限らば狼煙三發打揚候事、尋で政府より通知して曰く、今回襲來の賊兵追々海上を徘徊する、或ハ日本船ヲ乗組み商賣船ヲ紛を容易ニ碇泊若くハ海岸近く乗廻るも難計ニ依り向後馬關通行の商船一切差留め嚴ニ船中を檢し不審かきものハ通行を許さるべし、又別紙覺書あり左の如し

- 一 他國より兵器彈藥并米穀共積込來候船の儀ハ、通行先づ差留め置き、尤粗暴の取計無之様有之度候、
- 一 譜代大名の船ハ、前條の物々ハ不拘、可被差留

置候、尤商賣船は相違無之段、見究相詰候上、通
行被差許可然候、

一 萬一此方の申諭承引不仕船も有之節、兼て
相備置丙申丸其外被申合、打拂の御取計相成候
様、前以て御示合有之度候、

高杉ハ嘗て歐洲ニ赴きて親く其實況を視察せんと
するの志あるを以て伊藤と同トく長崎ニ在て英語
を研究し、とりけるが此間幕府再討の舉向りて敵兵
四境ニ迫り國事の甚ど危急ふるを知り軍艦の必要
ふるを感ト乃ち獨斷を以て汽船オテント號後九と
ふ日を外人より購入し之に乗トて馬關ニ歸來より政
府ハ乃ち高杉藏此時改名既せり谷潜を以て馬關口海軍の

總督ニ任トこり、是月高杉ハ山田市之允後陸軍中田
中顯助今陸軍少將出で顯力ヲ藩士盡し又我先年藩
來りて國事等とオテント號野留三郎に乗トて潜し
防州大島の海峡門と稱し通過し、十三日昧爽幕府
の軍艦が大島郡ニ碇泊せるを砲撃して三田尻へ引
揚げ直し馬關ニ歸港せり。此時は當りてや幕府の兵
陸路已に藝州口ニ迫る、小瀬川口ニ於てハ游撃隊御
楯隊邀へ戦て之を破り屢々捷報あり、而して幕兵の
一部ハ大島郡ニ上陸し民家ニ放火して漸く兵を進
むるの報あり我が政府ハ急ニ兵を出し之を撃退け
こり蓋し敵ハ大島郡を占取し以て根據と為さんと
欲するふるべし

是に於て海軍を馬關に集め高杉の更なる馬關口海陸軍の總督に任せらる、十五日高杉の門司田之浦の敵兵を攻撃せんことを予に謀り討議を盡して左の如くの方畧を決しり

小倉城を取らんと欲するより、直に其牙營を衝くと上策とせられども、先づ田之浦門司大里等の敵を驅除せざるべし、我が長府馬關の地の敵兵侵入の虞をふしとせば、仍て第一著に軍艦を以て、門司田之浦を砲撃し、陸兵を以て同地は上陸し之を攻撃一掃し、然る後機は投じて大里を進攻すべし。敵若し彦島を襲ふの策に出せば、我が守兵を以て之に當らしめ、尚馬關停泊の軍艦をして、之を應援せしむ

へし小瀬川口の方には我兵の進撃中なるを以て、敵の海軍の如きは、馬關に向ふこと能ざるべし、萬一彼を来るあらば、我が軍艦と砲臺と之を合撃せん。此の如くにして、漸次小倉城に逼るの手段を取るべし。且つ日本商船は、當分馬關海峡を通過するにあつたざるべし、若し強て通行せば、撃沈するも可なり。北國の船舶三四箇月も上國に至ること能わざるときは、京阪の漕運の便を失ひ、糧食の缺乏を告げ、亂離立どころに至るべし、

十六日高杉の勝山城に赴き長府侯に謁し、昨日討議を盡したる所の方畧を陳せしむ候も大に之を賛せられざるを以て、歸途一之宮の奇兵隊本營に來り愈

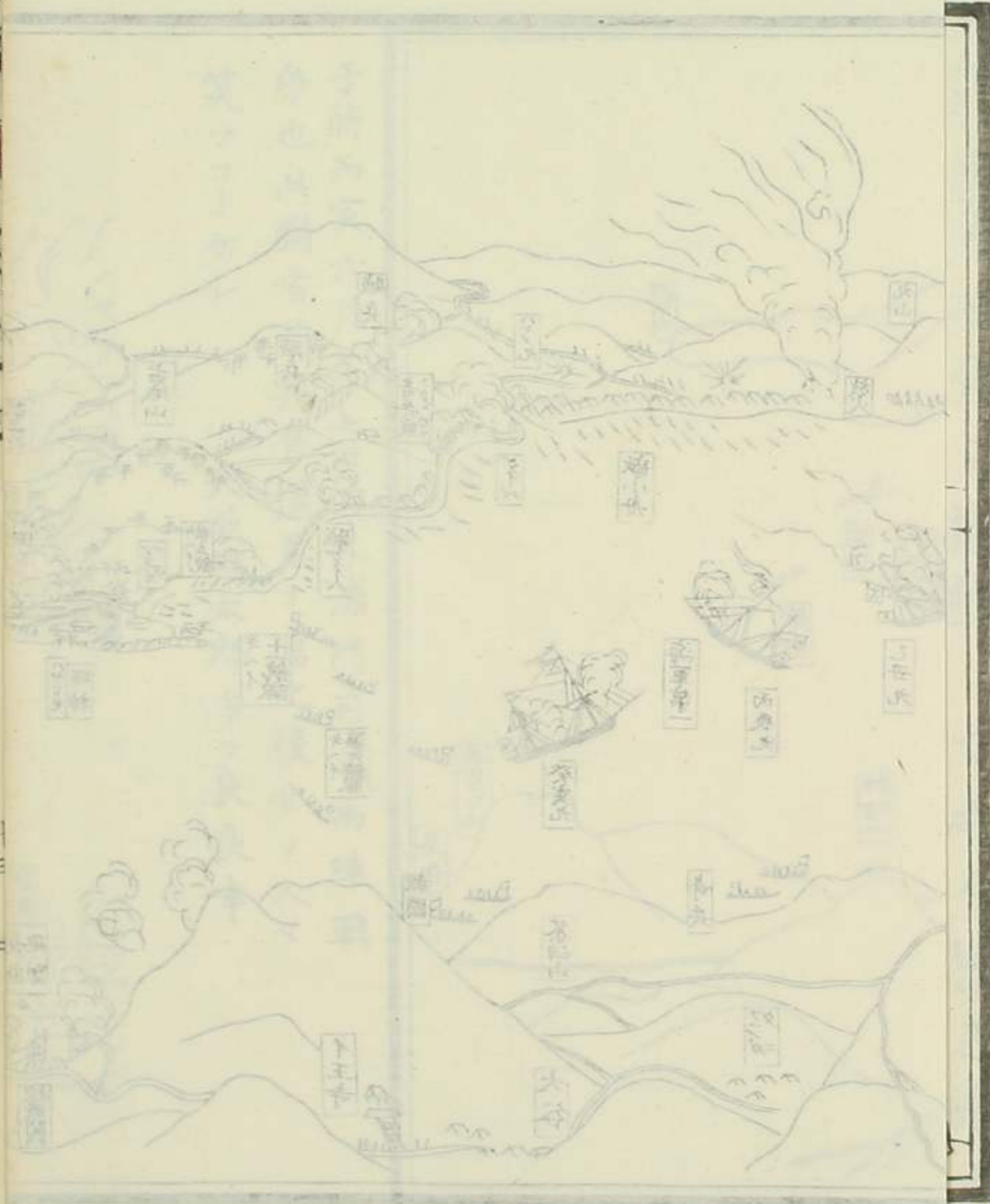
々軍議の決定をふせり。時、土州の海援隊が乗組る櫻島丸の馬關に碇泊せり。依て高杉の我艦隊と共に攻撃せんことを艦將坂本龍馬は謀りたる。坂本の直之を承諾し、此櫻島丸の薩州の船より進撃の日、明十七日と定め未明より海軍の丙辰庚申癸亥乙丑丙寅の五艦を以て先づ進み陸軍の和船はて續で上陸し力を合せて掃蕩せんことを決し奇兵隊の長府の報國隊と共に此先鋒に當りたり。報國隊の長府藩士を以て組織し、るものよして總督の泉十郎ふりしが泉の俗論黨の為め、暗殺せられたり。又軍監は福原和勝、印藤弁助、斥候役は品川省吾、梶山鼎介あり皆國事に盡力せり。福原の

維新の後陸軍大佐に任じ屢々支那に使ひ西南の役山鹿口に戦歿し、印藤の後姓名を豊永長吉と改め農商事業に従事せり。品川の後名を氏章と改め陸軍少將に終る。梶山の陸軍中佐、朝鮮公使と為り。今ハ衆議院議員たり。

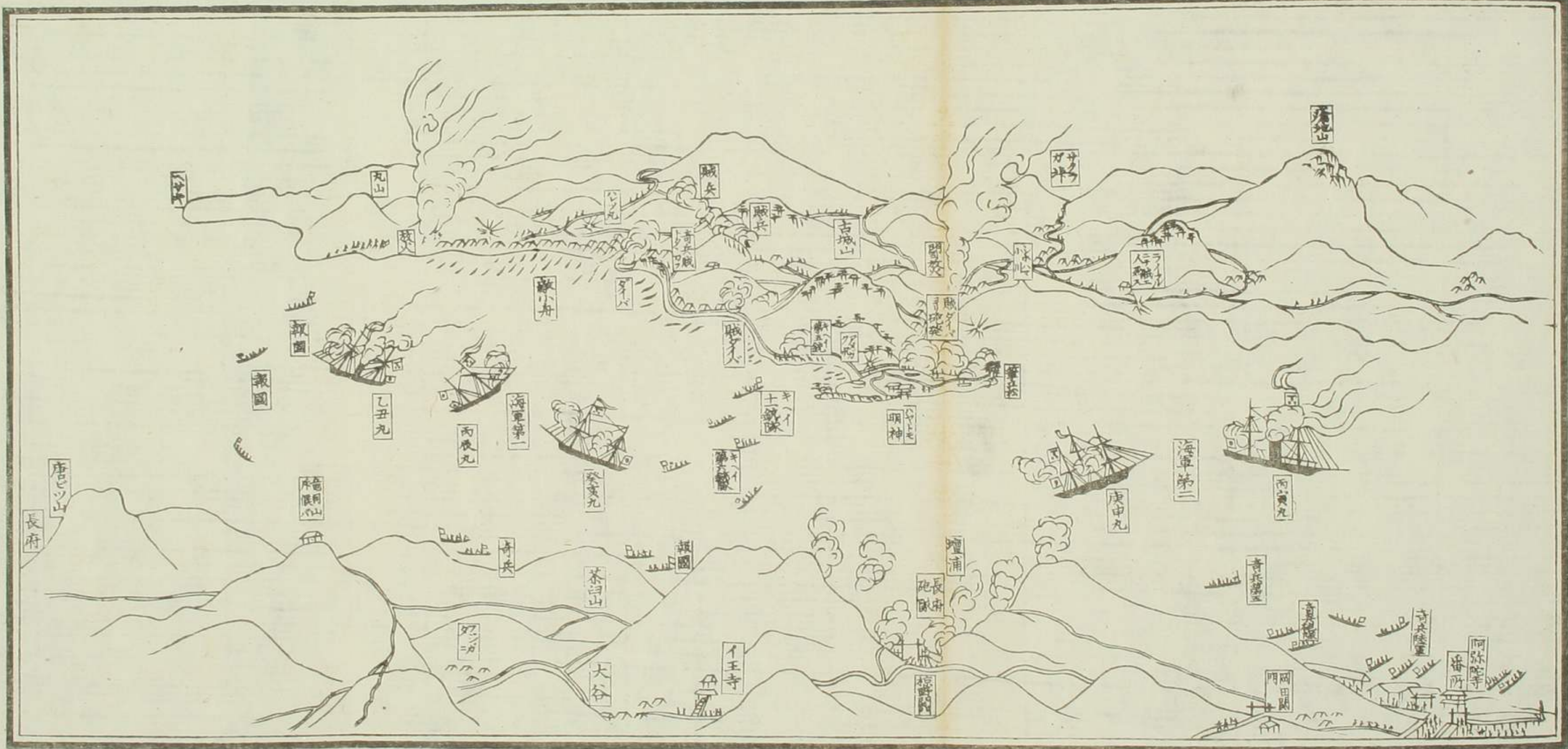
十七日ハ豫期の如く未明より丙辰癸亥乙丑の三艦ハ田之浦に、庚申丙寅の二艦ハ門司に向ひ兩所の砲臺を砲撃し、これハ敵も亦之に應じて發砲を此間硝煙海を蔽ひ殆ど咫尺を辨せぬ。唯砲響の山岳に震動するを聞ゆるのみ、已にして海軍の敵の砲臺を破砕し、とりと報じ予ハ陸兵先鋒三小队即ち司令官滋野謙太郎今陸軍中久我四郎後陸軍少三浦五郎等并

報國隊の一手と同トく直ニ小船ヲ乗ト弾丸雨注
 の間を冒して進み門司田之浦の中間なる海濱ニ押
 寄せ上陸しとるニ敵兵頻ニ小銃を亂發し我が上陸
 を防ぎしり我兵ハ無二無三ニ突撃し盡く之を討退
 け兵を分て二つとふし凡其十分の七ハ田之浦ニ十
 分の三ハ門司ニ向ひしり其田之浦ニ向へる兵ハ再
 び之を山路海濱の二道ニ分ち勇往直進し遂ニ田之
 浦の本營を突き肉薄して之を陥れ火を放ちて其
 營を焼く海風猛烈煙を漲し燄を煽き延て火藥庫を
 爆發して更ニ其餘勢を逞くせり我兵之ニ乗トて進
 み敵兵ハ渡海の用ニ備へて繫留しとる大小船數千
 艘をも焼却して復ト頼る所ふらしめたり又其門

其難却
 大船を焼
 煙此の置
 二ノ當和
 真の茶
 大不誠女



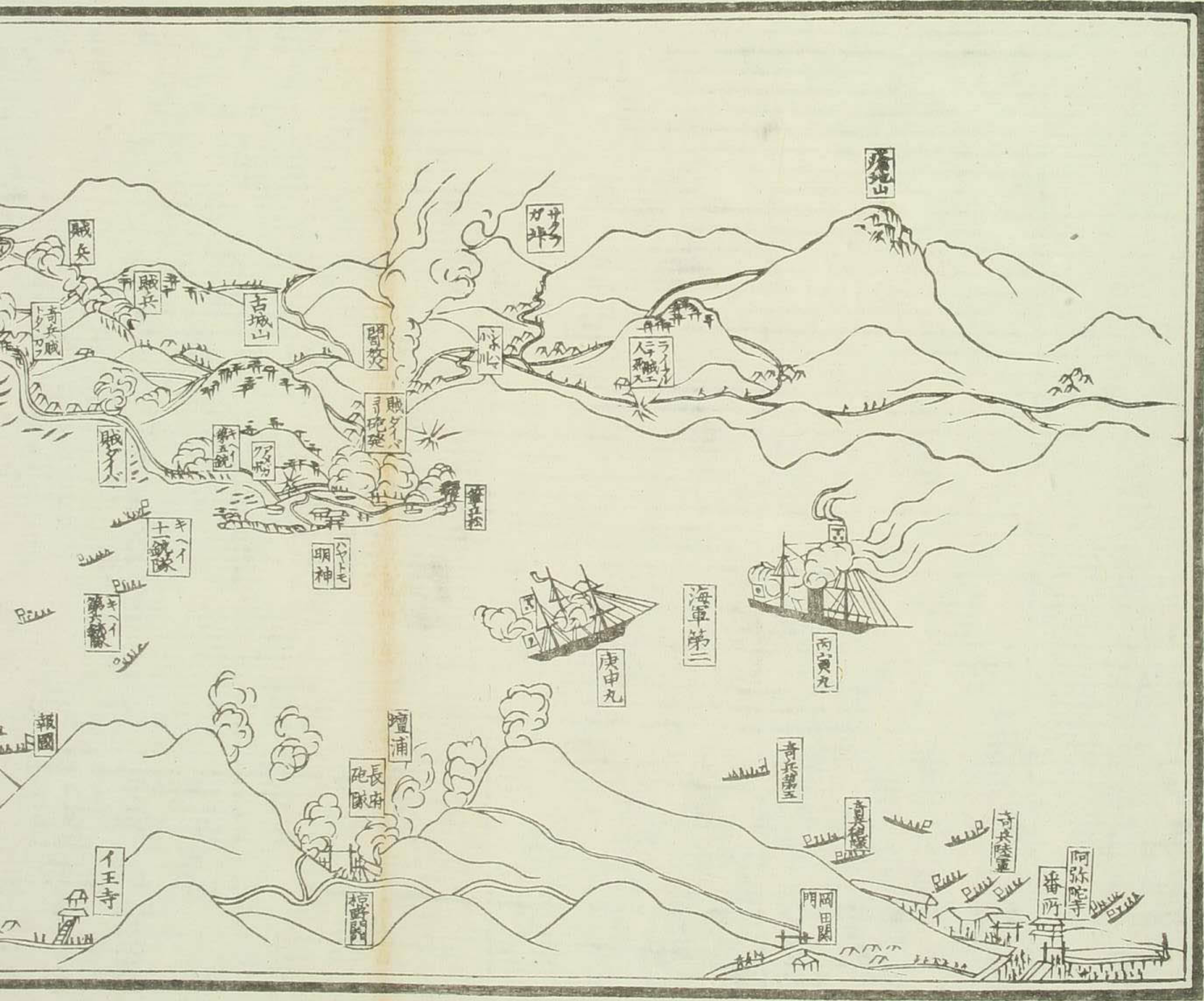
此圖及ビ
 下ノ七月二
 日ノ圖ハ其
 日ノ戰爭
 中奇兵隊
 大石雄太
 郎ガ實況ヲ
 寫シタル者
 ニシテ當時
 戰地ノ位置
 及戰況ヲ觀
 ルニ足ルヲ以
 テ其概略
 ヲ摸シ茲ニ
 附載ス



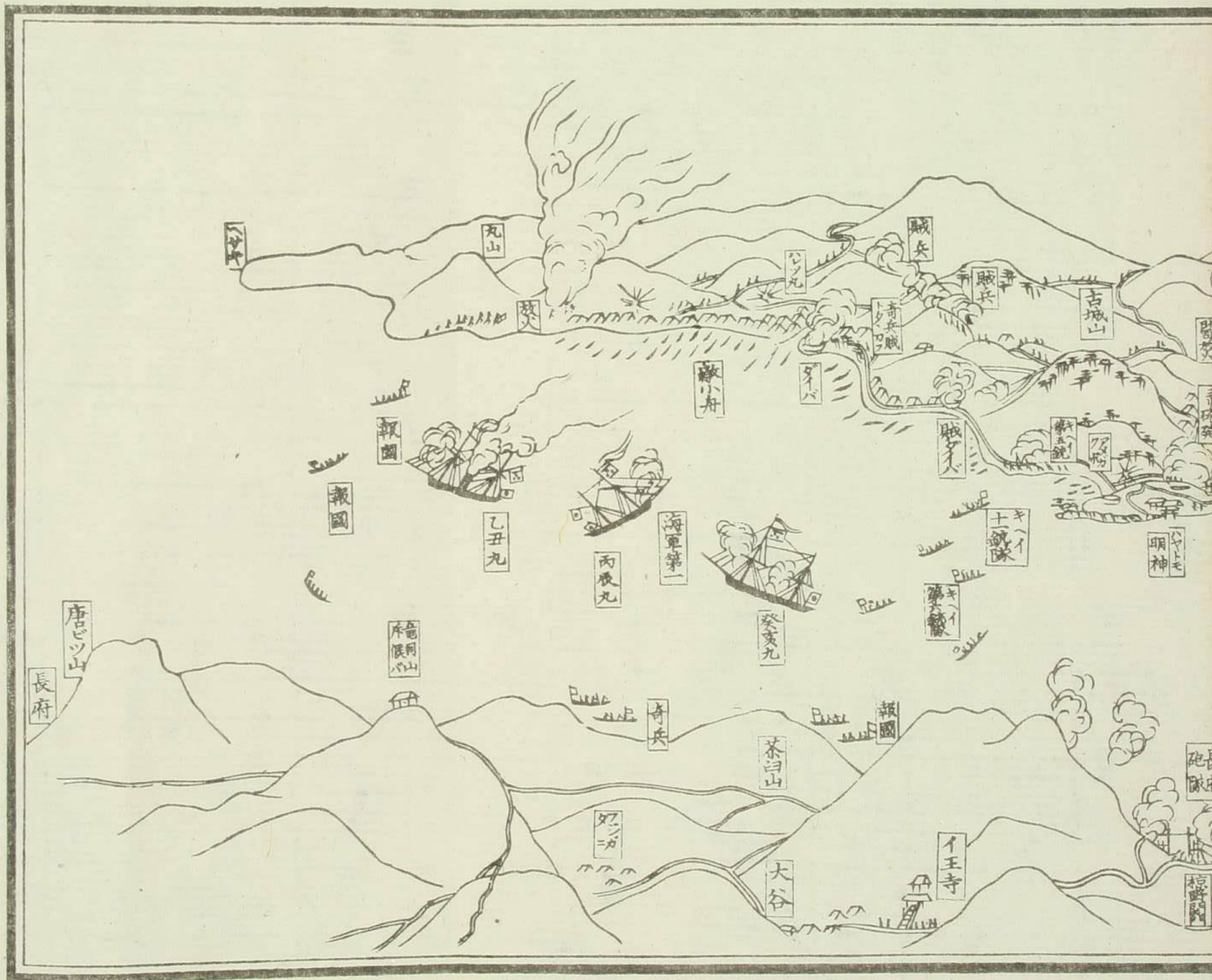
于時丙寅六月十七日田之浦門司之兩陣戰
 爭也此圖者凡其有樣見テ寫之後世ノ人々
 笑フコト勿レ
 大石雄太郎多々良良幸

み敵兵が渡海の用に備へて繋留しとる大小船數千
 艘をも焼却して復と頼る所ふからしめたり又其門

此圖及ビ
 下ノ七月二
 日ノ圖ハ其
 日ノ戰爭
 中奇兵隊
 大石雄太
 郎ガ實況ヲ
 寫シタル者
 ニシテ當時



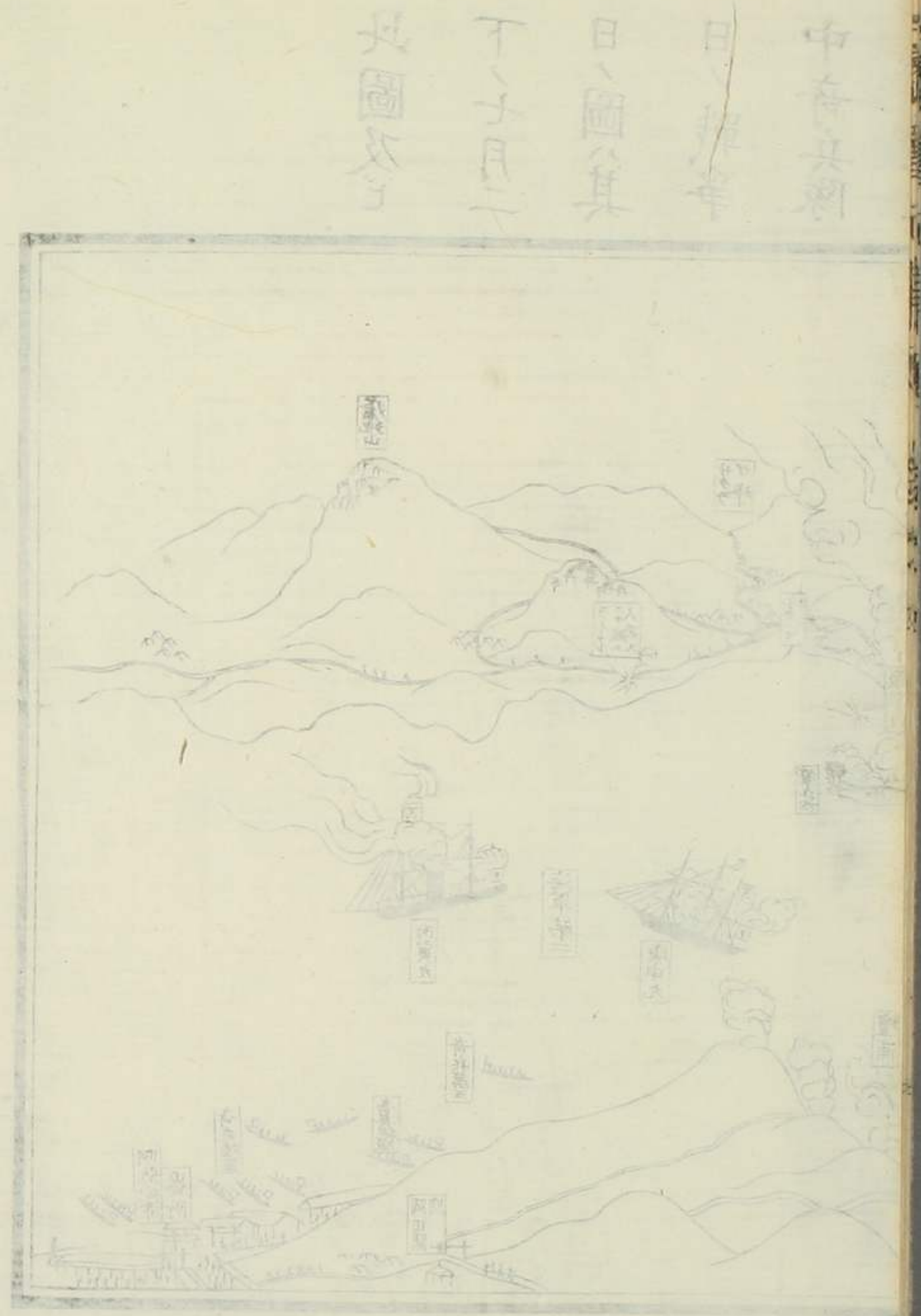
大石雄太
郎が實況ヲ
寫シタル者
ニシテ當時
戰地ノ位置
及戰況ヲ觀
ルニ足ルヲ以
テ其概略
ヲ摸シ茲ニ
附載ス



于時丙寅六月十七日田之浦門司之兩陣戰
爭也此圖者凡其有樣見テ寫之後世ノ人々
笑フコト勿レ
大石雄太郎多々良良幸

司は向ひたる兵は溪谷の間より門司の山背に出で
 砲臺の背後より不意に襲撃して之を抜き進んで門
 司の陣營を陥れ之を焼拂ひとまば田之浦に向へ
 る兵も亦集まりて皆門司に會ひ信號を以て捷を馬
 關の中軍に報知しとり、中軍は總督山内梅三郎、軍監
 福田俠平、參謀交野十郎等第四第五第七銃隊三番四
 番砲隊と共に直に應援として馬關を發して門司に
 至り敵兵の再襲に備へしめたるに敵兵已に遁去し
 て其迹を留めざるを以て總軍陣を張り餐を傳へ暫
 時休息しとり、時は海軍より使者を門司に來らし
 め全軍を馬關に引揚ぐんことを謀き、陸軍にては
 衆議決せば或は曰く此勢に乗じて大里を襲ふに破

慶應記言 卷之四 十一



竹の如く此好機を失ふ悔ゆとも及むざるふり、或
ひ曰く今日の戦實は意外の大捷にして威を九國に
示すは足きり、然るは疲労の兵士を以て大里を襲ひ
敗を取ることにあらば門司田之浦の大捷も水泡に屬
し勝敗其地を易へて如何なる大難に至らんも測る
可うらば如何に此捷を以て兵を引揚げ更は時機を
待て大里を取るの長策ならんといふ、遂は後議は一
決し申時を以て門司の人家に放火し先鋒より順次
馬關に引揚さる此役や敵兵の大率小倉の兵より
て數千人ふりと聞えしうとも其處々散亂したる
を以て實數を明知するは由ふし但し其兵三分の一
は槍隊と見えたり、然るは此戦は於て敵の甲冑弓槍

小銃大砲器械彈藥を獲る最多く其數量の現兵は比
して頗る過多なるものと思ふは幕軍の近日兵を渡
さんが為めは豫め其輜重を此地に備へたりしは由
るもの歟、而して我軍を顧れば此日の戦は二の不幸
を被きり、其一は陸兵の渡海するは當り舟子を雇へ
ども皆畏怖遁逃して敢て命は應ぜざり為めは多く時
刻を費したり幸は報國隊中は船を行るは巧なる者
若干ありて舟子は代り辛うして渡海するを得これ
ども之が為は敵の小銃は當り負傷せし者少うらざ
りしこと、其二は戦後門司より引揚るの時、際し第
六銃隊及び二番砲隊の内十數人を乗せたる小船は
急潮の為は前田沖に流さる庚申丸の錨鎖は掛りて

顛覆一數名の兵士を溺死せしめたること、此二の不幸の實は予が遺憾として悼傷をる所なり。戦の翌日一書を作り肥前筑前肥後久留米柳川の五藩に投せり其文は曰く

大膳大夫様、長門守様、多年御忠誠の御心事、天下の公論不可誣、條理明白、天地鬼神へ相質候て、毫末も可致羞懼儀無之候、然るを幕府奸吏の輩、猥り私心を挟み、容易事件を申立、兵威を以て可令脅服との謀畧、當是時臣子の至情、實以て痛哭の至候、尚其内も御誠意貫徹致候れ、自然公平至當の決議も可有之と、度々廣島表迄歎願申出、今日に至候迄、悲泣黙々罷在候、豈料らん、廣島表に於て、暴に銃

隊を以て、御名代として被差出候、宍戸備後助其外を縛し、加之數艘の軍艦を以て、領内所々砲撃、市街を焼拂ひ、土民を殺害する等の儀、實に奸惡無道の所業、最早何程情實を以て申宣候ても、決して聞入無之、然る上、常々覺悟の通り、臣子の分相立候外、餘算無之、此度及戦争候儀は御座候、是迄箇様の暴論とも不相考、條理恭順を以て兵機を誤り、終に莫大の羞恥を負候儀、全以て臣子の大罪、今更申譯も無之、次第に候、於御藩に、從來の御定論も有之、殊に御兩敬の御間、兼て御懇誠を蒙候儀は付、勿論貴藩へ對し、罅隙無之儀は御座候得、死力を以て及争闘候儀、毛頭有之間敷、就中小倉藩の如き、兼て怨恨

も不少、此度幕府奸惡の所業に付て、抽て令主張、尚切に促兵期候由、其聞有之、彌以て萬々可惡の奸猾申迄も無之、付て、御隣藩の儀に付、前以て申上置候間、此段御出張御重役の御方々被仰合、御一定の御國論を以て、朝廷向御助力の御所置有之、度奉願候、恐懼謹言、

長藩先鋒士官各中

某御藩御軍事役各中様、
二十二日山口より君側井上左門を遣はせ、左の御意書を持參せり

一、過る十七日の戦争、苦勞せしめ、遂に得勝利候段、神妙の事、候事、

一、炎暑の時節、怪我人等別て氣を附候様との御事、候事、

右の通被仰聞候事

其翌二十三日又御使として兒玉采女を遣はされ、左の御意書を下され、
時宜に因り、小倉屯集の賊兵を衝擊するとも、我に敵對せざる九州諸藩に侵入するときは、怨を四方に結び、且つ東方の手、却て難相伸、此處深く心を用ひ、自重肝要あり、

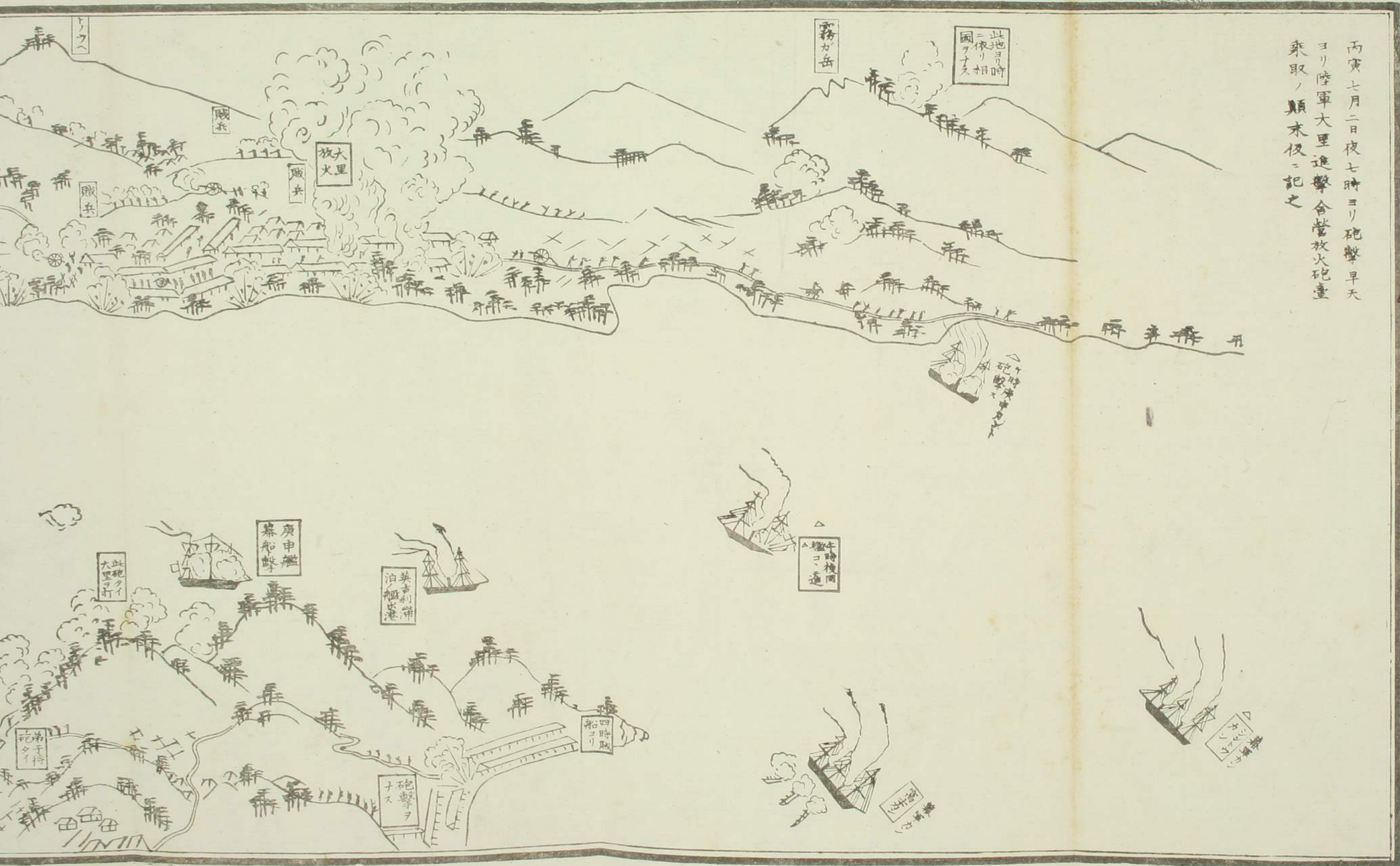
馬關の戦報の幕府に達するや、佛蘭西の軍艦一隻の門司に來りて碇泊し、數日に至り、蓋し幕府の依囑に應じて、實況を視察せんが為とせるものなるべし、

又英國軍艦も屢々來往して暗に我藩の爲め盡力せし者の如し。斯て其後敵情を探るに敵軍の門司田之浦の要害を破られて一步を退きたりと雖も猶砲壘を大里に築造し嚴に之を守備して以て我軍の來るを俟てりと、七月朔日乃ち進撃の軍議を決し先づ彦島砲臺より大砲を以て大里を射撃し次は陸兵の先鋒の潜り龜山下より乗船し門司に上り直に大里を進攻すべし中軍も相繼で渡海上陸すべし海軍の馬關の海峡を扼し聲援をふし若し敵の軍艦來襲せば彦島馬關の砲臺と之を夾撃すべし又二日の夜より上荷船二艘を結合し巨砲三門を載せ死士數名を擇びて之に載せ敵の富士艦に近寄りて之を撃碎す

べし敵若し誰何せば石炭船ふりと答へ直に發砲すべきの命令を爲し長府の濱崎林槌等六人を以て此任に當らしめたり是に於て夜半よりして兵を渡しの準備を取掛りしに此回の舟子皆前日の勝利を見しを以て少しも恐怖の心を生ぜず喜びて命を奉ぜり斯て我諸兵の馬關龜山下より小船に乗し三日の昧爽を以て門司に著し上荷船より富士艦に向けて發したる砲聲三發を聞くと與に直に彦島の砲臺より大砲を連射せり前日よりして既に發射の照準を定め置きしに依り昧爽煙霧の間と雖も其目的を誤らざるを得たるなり此彦島の砲臺に所謂蔭蔽砲臺とて蘆葦の内にあるを以て之を知らざる者多し今

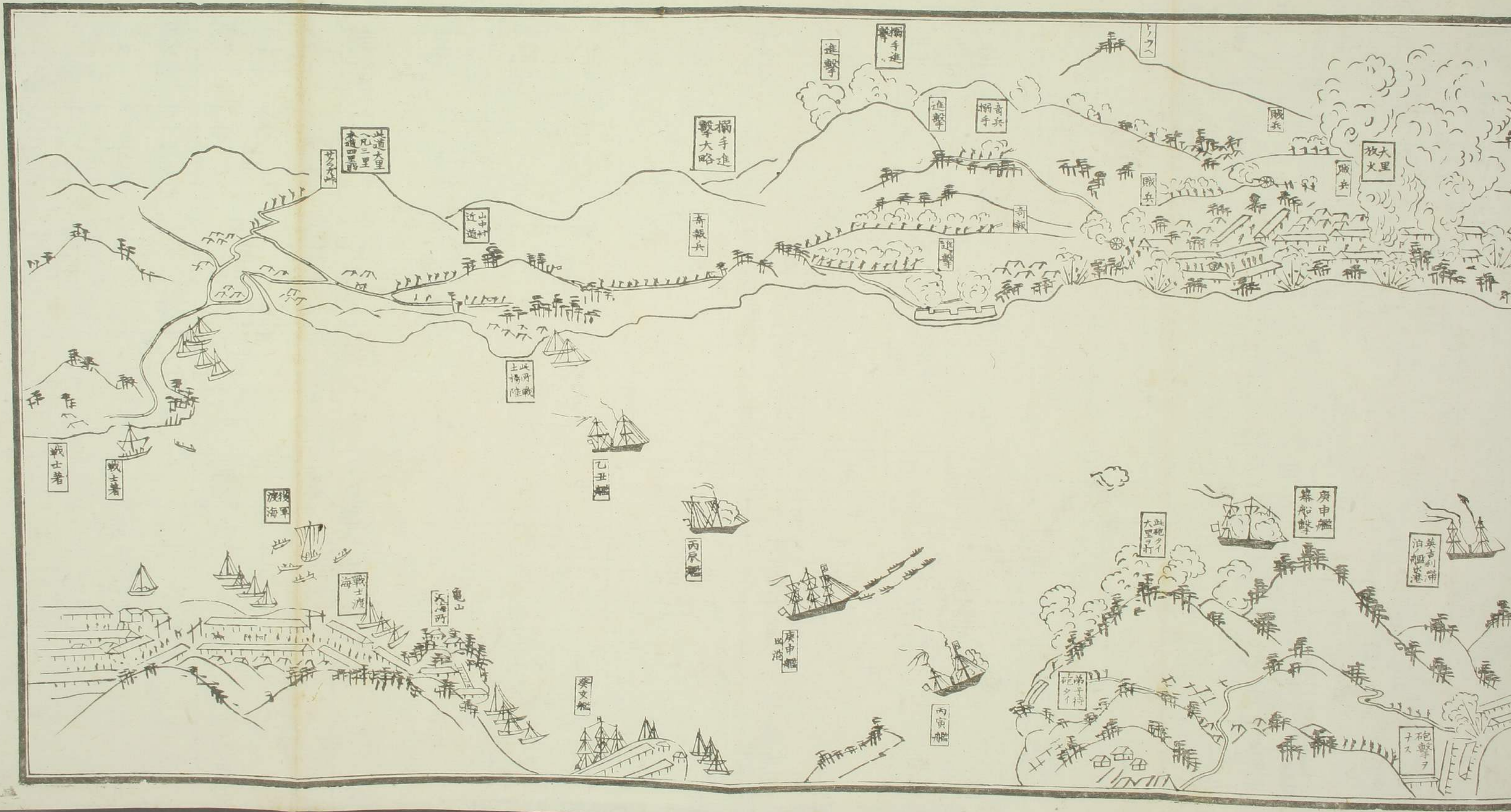
や突然此の砲撃を始めれば敵兵の不意に出で
 る知るべきふり然れども敵兵も亦敢て坐して我砲
 弾を受る者非は我兵の所在を知ることも能わざる
 又拘らば響に應じて砲を發しよきば數道の火線は
 相互に交叉米往して恰も電光の激射する異から
 ば夜將に明けふんとを我陸兵に進軍して卯時前
 大里に達し戦尤も劇し敵亦砲臺に據り防戦甚ど力
 めり、よ、よ於て我兵を三分より一は海濱一は本
 道一は山道より一同呐喊して進撃し先づ山の手の
 臺場を砲撃突入之を陥れ敵營に放火し遂に敵の
 全軍を大里の砲臺より撃退けて大砲數門を獲り
 此砲臺は久留米藩邸の在る所は處り即ち其他獲る
 久留米屋敷と稱し一郭をふせり





丙寅七月二日夜七時ヨリ砲撃早天
 ヨリ陸軍大里進撃合營放火砲達
 乘取ノ顛末僅ニ記之

久留米屋敷と稱し一郭をふせし處あり其地獲る



放火里

賊兵

賊兵

賊兵

賊兵

進擊

擱手進

進擊

擱手兵

擱手進
擊大略

奇報兵

山中

此道大里
凡三里
本道四里

安之

此河陸戰
上場

乙丑

丙辰

庚申

丙寅

庚申
幕船擊

英吉利
泊船港

此砲台
大里

砲擊

砲擊

渡海軍

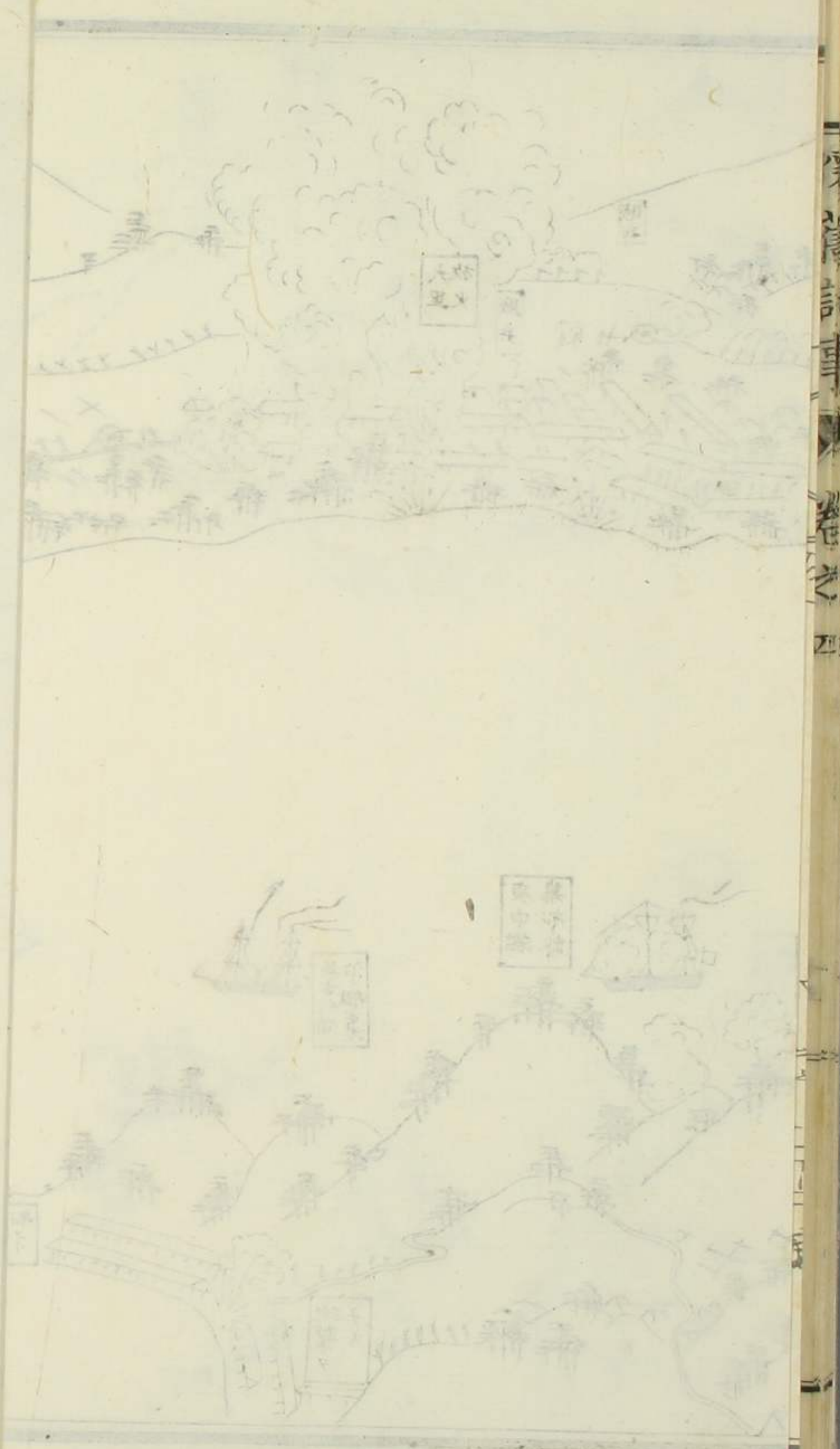
戰士渡

龜山

榮文

戰士著

戰士著



所の甲冑弓槍等之を一炬に付し、搦手の兵へ
又梶ヶ崎通の處々、轉戦し北ぐるを追て進むこと
里餘ふして止め皆大里に會し、我が海軍丙辰庚
申丙寅の三艦も敵の富士艦其他を小倉沖に砲撃し
屢々これに命中し、るを以て敵遂に引退きたり、こ
の役や濱崎林槌等六人の初より死を期して富士艦
砲撃の事は従ひし艦を距ること僅に咫尺敵果し
て誰何に皆答て曰く石炭を筑前を買ふものかりと
敵復に問をば乃ち齊く三砲を發し敵大に驚く六人
は豫め備へ置たる他船に乘移り恙なく歸陣せり其
砲を載せたる船も亦潮流に隨ひ自然に歸來て之を
收むることを得たるは意外の幸なり、然るども此日

敵兵も亦善く防戦して其壘を守るを以て我兵死傷數十人及び先鋒隊長阿川四郎も遂に敵丸の下に斃まじり已時頃に至り戦全く止む正午全軍馬關に凱旋したり斯の如く我軍の連捷を奏しけりければ更に再び敵情を探り大舉して小倉城攻撃の策を立てんとし時敵の海軍富士艦四天艦其他悉く小倉海に集まり此方面の敵兵は小倉藩を以て主とし出張の援兵は熊本藩兵尤多し其他に數小藩の集合兵ふりと聞えり富士艦共計は小倉藩の艦より大相予は馬關防禦の事は付意見を具し桂山田兩人は左の書簡を送り御座候得共彌以御勇剛御盡力の段萬酷暑の節は御座候得共彌以御勇剛御盡力の段萬

々奉賀候然處馬關防禦の儀は付ては海陸軍力を併せ賊船通行等一切相止候處上國邊餘程致窮困候由を以て追々富士山障隔丸シントウ丸其他五六隻の軍艦小倉沖へ碇泊尚唯今長崎表よりの注進の趣にては此度於同處辣以弗兒拾八門備の軍艦壹隻商船軍艦仕立の者壹隻幕吏より已に致買入近々の内小倉沖へ乗込候由は御座候然ハ馬關表へハ賊等海軍の全力を盡し致襲来候策畧間違無之私當時馬關御備向を以て相考候へバ勿論五六日の鬪争ハ慥に可相成賊若し數艘の軍艦を以て荒手入替數度の戦に相成候て萬々一も防禦相成兼海内第一の咽喉賊等自由し致通行候様成行

候時ハ、藝石の御手如何相伸候ても、遂ニ彼の使役を受け候儀ハ不能免、然ハ馬關内海防禦の儀ニ付テハ、賊船相當の軍艦御買入可被仰付哉、是亦急速不可行儀と奉存候、私共愚見の處ニ、彦島關地山上文字大里邊等の要處を見極め、數箇所砲臺相築候外、手段有之間敷、斯く相成候時ハ、假令賊等幾隻の軍艦を以て致襲来候共、素より不足憂、區々商船の如きハ、壹發の彈丸にて、破碎沈滅疑ひ無之、左候て賊等彌馬關内海通行不相成時ハ、二三月の中海内一變可憐ハ、上國の炊煙も寥々ニ相成、御兩國南北の海邊、萩三田尻小郡等ハ、高卧鼓腹、無事を相苦候様可立至奉存候、然ハ馬關内海防禦の術ハ、砲臺ニ

有之、其砲臺の主ハ乃重大の大砲、遠町相達候者無之、之ハ遂ニ其甲斐無之、何卒萩其他御配付大砲の内を以て、八十斤二十四斤長加農三十斤中等加農等十八九門、彈藥屬具相揃、急速御贈方被仰付候様御配慮奉願候、賊等自然裏手へ廻り、北邊相襲候時ハ、乃陸軍ニ任せ、兼て相待居候所、決て御懸念無之儀、御坐候、幾重も前段の次第、萩馬關緩急の勢御熟考被成下、萬端可然御取計奉願候、以上、

七月六日

山縣狂介

桂 小五郎様

山田守右衛門様

九日兩公より侍醫能美隆庵を遣てされ負傷者を慰

問せしめ且つ左の御意を傳へしめられし
奇兵隊
海軍局

右豊前の形勢急襲も測り難き付臨機の所置を
以て、報國隊申合せ、田之浦門司兩港へ進入致し、海
岸砲臺其外嚴備を顧みば、海陸とも奮戰激攻致し、
終に敵兵を敗走せしめ候段、各忠勇相勵候故と、不
堪感喜候、馬關の儀、最も其要口付、尚無油斷様守
衛肝要の事、
右手疵を受々候者、炎暑の砌養生方行届候様、心遣
肝要の事、

手疵を受候者尋問、容體委敷可承歸候事、
二十七日我軍復と大里より上陸し延命寺の險を
奪ひ直し小倉を取るの目的を以て高杉總督の旅寓
白石正一郎の宅に於て軍議を定め先づ大里に於て
我兵を海邊山腹山上の三道に分ち奇正離合其宜を
得せしめて此險を占領せば直し小倉城に進撃すべ
し而して海軍の延命寺の敵壘を砲撃して以て陸兵
の進行をして容易からしむべしと一決し、依て廿七
日ハ天未と曉けざるに陸兵を大里に渡し奇兵報國
の二隊山内梅三郎の一手高田健之助元國の一手を
合せ二小隊を先鋒と中軍とに配付して三道に分ち
期を誤らば順次に進行を始めしり而して予て山腹

兵の進行中は在り然るは敵兵は我海路の兵を邀へて劇戦し尤も防守を勉めされば銃聲乍ち起りて乍ち止み暫時よりして又大に起る我兵死傷數十人及びひとまども遂に進みて敵の三壘を抜き赤阪口を占據せし山腹の兵は敵に逢わざると以て海路の兵は應援すべしとて路を轉じて至るは戦已に畢れり是に於て前議の如く十分は本道を守備し山道より兵を二手に分ち交野十郎の奇兵隊及び高田の一小隊を率ゐ最大迂回をかさんとして進行し次は奇兵一小隊は山田鵬介之に長と大鳥越より左に折きて山間の樹木を攀援し危嶠飛流を跋渉し凡て路なきの嶮阻を冒し遂に延命寺の險と相對する處に出で

發射を始めれば本道よりは虚撃を行ひ劇戦すること數時し涉り山田は自ら剣を抜て率先に進みて延命寺の砲壘に突入り幾んど之を陥めんとするに際し惜むべし銃丸は中り戦死したり山田已に死して之を統御する者ふけをば此勇猛なる小隊も進むに由なくして遂に引揚げたり之が為め死者頗る多く傷と蒙らざる者は小隊中殆んど希かり實に非常の劇戦なりき而して交野の引率せし兵は迂回をふしとるが為は道を失ひて機を誤まり遂に十分の攻撃をふに能わざるのみふらば輜重繼がばて糧食缺乏し全軍飢渴して或は歩行する能わざる者あるに至る此日敵の軍艦は終日大里と延命寺

との通路を砲撃し、さるより由り我兵大に苦み輜重の運搬尤も困難を極め、隨て小隊半隊司令官を初め死傷頗る多うり、此小隊長阿部宗兵衛も亦此日や曉天より引續きて終日劇戦し炎熱焼くが如くふれ、我兵の非常な疲労したるを以て黄昏に至り之を引揚るることと決し今夜は軍艦をして大里砲臺前より碇泊せしめ、以て海上を防禦し陸上より新なる守兵を置き篝火を焼き十分守備を嚴し、以て天明を待つ而して赤阪口の夜に入るまで銃聲絶えざり、薄暮頃より順次兵を引揚げ、此兵は堀潜太郎の指揮する所なり、堀の性質柔順ふるが如く、以て頗る剛毅なり、維

新の初越後口見付の戦に於て重傷を蒙りて死せり、是日の戦に於て此の如き變態を生ずるを以て予は直に赤阪口本道の戦に赴き再び攻撃を試みんとし、さるも地勢最も不利にして諸兵も亦疲労したるを以て此險道を守備して後圖を為さざりて大里の本營に還る途上にて薩藩村田新八等が戦地の景況を巡視せざるに遇へり、蓋し薩藩が大に時勢に注目し村田等を派遣せしものにして其意を用ゆるの周到なるを見るに足まり、予は已に大里に至り高杉等と軍議を為し居るに卒然敵艦一隻大里の海岸を駛馳して馬關に近づくものあり、我丙寅艦より之を

れる一難問題より翌二十九日に至る敵の斥
候兵も甚ど寡少なるの景況を示し其日の夕刻に至
る小倉城の前面に繫泊する數隻の軍艦に我は
向て發砲の訣別をも告げ相率て汽煙を擧げ悄然
として去りて其隻影を留めざりき後聞けば廿七
日の戦は於て我兵は十分なる目的を達する能わざ
きども攻撃の尤も猛烈なりを以て敵は其終に守
る可うらざるを察し其總督小笠原壹岐守を始め富
士艦に乗じて逃走しと云へり予が大里は在るや敵艦の退去せる以上の背後より
若松港を襲ひ進みて小倉を襲ふの策を内決し其準
備を為さんとて八月朔馬關に歸りたるは舟中より

小倉の方位に當り煙燄の噴起せるを望みたりし
幾むくもふくして敵は自ら小倉城に火して奔逃
したるの報を得たり乃ち又直に大里に赴き數隊を
率ひ進んで小倉に入り城下の景況を見るに急遽に軍
議を決し狼狽して兵を引揚げたりと見えて城中の
糧米銀札及び書庫等の如きも皆其儘に放棄して遁
去り藩士の邸宅の如きは盡く家財器具を残留した
り是を軍機不和を生じて遂に總督の命を奉せざる
に至りしが故なる歟然らざるに到底勝算なきを察
し總督は一先づ兵を引揚ぐるに決し小倉城主と議
合せびして諸藩の兵を撤したるに依り小倉藩士の
みよては防守す可うらざるの形勢に至り俄然城を

焚きて退去し、さるもの歟其城下の市街は、一も市民の影を見ず、民家の悉く開放して他人の濫入を任せたり、依て叛國隊をして此地を守衛せしめ、民治の一日も忽ちせよと可うらざるを以て急し馬關民事局より小倉に出張所を設け、前原彦太郎其長官を任ざられて之が地方政務を掌どまり

五日山口より使番梨羽衛門を以て君公の御意を傳へしめられ、且つ總督山内梅三郎へ御黒印物を賜ひたり、其御意書附左の如し景況を具し、急務に軍

一 諸藩の恨を結むざる儀は、過日相戒めたる通じたり、彌相守る可き事、自らは小倉城を自焚して立去る上は、窮寇不追の

戒めあるべき事、

一 筑前中津に侵入の意なきを知らしめ、人民安堵致す様、一書を遣ひし度事、

一 他領に犯掠の姿等、固く禁止の事、

一 但國境の立札、決して致す可らば、

一 馬關の中西國の咽喉にて、彼よりも必を争ふ地、ふれば守防の策、兼て疎なく講究すべき事、

一 但馬關守衛の為め、豊前地へ砲臺を築き、保護兵を置くからば、地勢の宜しきに従ふべし、

一 一時の勝利は愉快を恃むべからば、又一時の不勝利を以て憤怒し、或は挫折をべうらば、又々割據持久の畧を廻らし、全國の力を計りて進退

すへき事

右の件々確守して、宜しく指揮すべきもの也、

丙寅八月四日

敵兵已に小倉と去る而して未だ其何れの地も屯在するやを知らざるかり、予は其翌二日を以て鳥尾小彌太堀潜太郎の二隊を率て徳力村に至る、此村は小倉を距る二里許かり其村老を呼びて敵の状況を問ひ、さるに此邊は一兵ふも皆香春は走まると云へり、乃ち隊長は命を數町を進ましめ斥候を出して不時の急に備へ餐を傳へさるに暫くして斥候は歸來り敵兵左翼の山上より進襲を報じ予は急を令して兵を纏め行軍の常歩を以て退去せしめ又狙撃隊

十數人を撰抜し之は殿たらしめ將は發せんとするに當り山上鬱蒼たる松林の間より銃聲の起るを聞く漸くふして銃聲甚だ劇し鳥尾等の大に戦を為して敵兵を討拂むんと議したまども予は地形宜しからば且つ此兵は敵の何の方向に在りしやを搜索する為に出でたるを以て開戦を止め狙撃隊をして且撃ち且退らしめ遂に新町宿に達し、依り始めて敵の所在と敵情とを知り又村老が予を欺きたるを知り翌三日本營を足立山聚福寺に移し、此寺は小倉城主の香火院ふれば大刹高堂山中に點在し形勝も稍々宜しきを以て此に移りて部署を定め兵を小倉新町黒原湯川の四所に配置し各相距ること一二

里より、即ち新町の小倉の南足立の西に在り湯川の
小倉の東足立の南に在り道路四通十字形を為以之
を十文字原と云ふ此原ハ凡そ數十町四方より總
て松林ふり、敵兵屢々此松林に潜入し新町の背後を
襲えんとするを以て八日早天に兵を出し近傍に在
る所の敵を撃て之を追退けたり、然まとも徳力より
香春に達するより呼野嶺の險路ありて容易に通過
を可うらば又十文字原の曠漠なる所を隨て十分は
戦線を擴むること能わざる小由り新町の舊線を守
りて兵を配置し敵兵が屢城下口又新町等の諸口に
出沒するを以て數箇の砲壘を足立山下に築くにめ
より、是よりして進みて大貫坂の要害を抜き行事村

を衝くの戦畧を立て湯川の守備を嚴ふし尚進んで
葛原に兵を出し此地を以て先鋒本營と為し曾禰村
其他に兵を配布せり。十日早天敵兵大舉して湯川に
来り襲撃頗る烈しく大劇戦に及びたり、我數個の砲
壘より頻りに白砲及び山砲を劇發し歩兵ハ小銃を
以て逼撃し午時を過ぐる頃に至り悉く敵兵を追拂
ひたり、是に於て我兵ハ大貫坂を抜らんが為し本道
及び右翼の山路より兵を進め海濱の一路よりも應
援せしむることと決したるを以て一部の兵をして
斥候を出だし敵の情勢を探らしめたるに敵ハ行事
村を以て根據とせしと聞き十一日曉天兵を三道に分
ち直に大貫坂の敵を攻撃し、本道ハ陰蔽なき田間十

餘町の大道よりして太貫より眼下に射撃せば一人も通過する能わざるの地勢あるに此道より山砲を進めて頻に射撃せしめ右翼の山腹の路より行進して太貫を横撃して猛烈に衝突し兩道の兵ともは機を誤らば進撃して遂に大貫の要害を抜き敵の備る所の六角砲二門を獲たり我先鋒の尚も進んで菊田驛を畧し民家を火したるに敵兵の再び大舉して来襲せるふ會ひ我兵寡くして守る能はず遂に退て葛原の舊線より復したり此日本道攻撃の際死傷數十名あり司令官三好も左腕に負傷せり依て福田俠平代て指揮し爾後斥候の小戦のみよて數日を経過し再び太貫の險を抜き行事村を奪ふの戦畧を定め前日の如

くは三道より並進し奮戦して大貫の險を奪ひ將に守備を置いて前進せんとするに背後の曾禰村に當り俄然火起り小銃を發して喊闘せり福田の敵兵が我背を衝き我先鋒の本營を襲ふの策ふらんと思惟し直に方向を轉じ曾禰村に至るに土民蜂起して我が炊事場を焼き糧食を掠めたりふり此變動の爲め復して遂に太貫を棄て軍を湯川に退けたり此日予は早天より新町口の敵を攻撃し遠く山中に追込みたれども其地形の惡きを以て尚も兵を舊線に配布し窮追せしめて薄暮足立本營に還りしに已に福田の報至るを聞き士官を遣して其戦狀を問えしむ又隊長鳥尾小彌太も其地に至りて實況を詳報せり其翌

日福田の遂は舊線を復し而して時山直八は福田に代り其軍を監しとり
二十二日予は交野十郎と新町邊の砲臺築造を檢し
二十七日は軍議の爲は馬關に歸りしは二十八日
早天敵兵新町口は虚撃しつゝ大は湯川口は來襲せり
我兵之は應は頗る劇戦し數箇の砲臺より射撃して未時は至り遂は敵を打破りし予は二十九日の砲聲の頻は馬關に達せしを以て大戦の起りしふりと思ひ急は之は赴きたるは方は敵を打退けしるの際ふりき
九月朔世子君より君側の士を遣えされ左の直書を賜たりとり

先般戦争以来指揮場心力の段察入候諸兵數度の戦闘は毎々勝利を得感悦は堪へ候偏は忠憤發出して賊軍當る能はざる所も之は有るべし然れども是は皆初めより其方并は參謀の者謀議一致して其機を失はざる故と幾重も安悦の至は候闘争の報知を聞く毎は其方等の苦心容易からば其有様を推量しては山口は安居をるは忍び候依て此度陣中の情態諸兵の安否ふと親しく見届りしきも差置き難き趣有之止むを得は暫らく見合せ候孰は他日自より巡見致度思候其内別紙之旨を以て海陸の諸兵病院の人々等も申聞を可きもの也

海陸諸兵

戦争の節、海陸共奮戦して、彼が嚴備をも顧みず
進入し及び終に敵兵を撃拂ひたる段、忠勇の至り
と感悦し堪へず、又其時あり、兩軍中戦死を遂
げし者もあり、尤近日ふては、陸兵の死亡あま
る由聞及べり、民の父母たる身を取りては、哀れ
も悲しきとも、辭は言ひ盡しかば、汝等兼て死
生を同うするものなれば、嗚々悔しう思ふ可し、
戦争中勇進の餘り、不幸にして疵を蒙りたる者困
苦しむると、よく病人は告げ、且醫師も彌治療怠ら
ず、心を盡すべきの旨、申聞を乞ふ、

九日早天より敵兵小倉を襲ひ報國隊之に應戦せり
予は奇兵隊を分て援軍たりし、至るに則ち敵は已
に小倉城下を闖入り戦頗る烈し、午時頃に至り敵を
市街の外に打退け進で外郊に戦ひ遂に之を走らし
めたり時、秋霜初て下り柏樹皆紅かり人馬の其間
に出没する硝煙の其間、起滅する甚と奇觀たり予
は坐り一首の歌を口占せり
黒煙立て、戦ふ筒の音は響きとも又散る紅葉哉
予嘗て皇朝の戦史を讀み源平時代戦争の最中、在
りて往々和歌を咏むる者あるに會ふ毎に扱も優美
ふることに哉と感たりしが、親ら戦に臨むる及びて
は未だ曾て一首の口吟だに、出でしことふし蓋し往

古の兵器ハ弓箭を重として今の如くは銳利からず其短兵接戦の際と雖も往々一騎打の如きもありて戦争中自ら開日月の如くは今ハ則ち之ハ異として兵器の銳利ふるや一瞬の間ハ兩軍の雌雄を決し數十百人の性命を賭するハ際して争でり吟情の胸中ハ浮ぶハ違あらんや其罕ハ之あるハ偶々舍營ハ在るの時ハ或ハ戦鬪線を巡視するの時ふるべし今予ハ此一首を得たるハ如きハ偶然の事ふる録して一笑ハ付しぬ

二十五日奇兵隊本陣福田狭平より予ハ書を贈て予ハ馬關曰く今朝城野新町邊にて敵兵と戦を開き午時頃ハ至り遂ハ之を山下ハ追退けたり敵復ハ山

ハ據りて砲撃止まはし文字原地形不便ふるハ為ハ用兵意の如くふること能はば前原其他も一昨日より京町ハ著し今日本陣ハ来りて諸事を談合せり風波静まらば渡海あらんことを請ふと

此時ハ當りて我藩ハ企救郡の大半を領畧し民治を施して以て専ら人心を鎮撫し又兵力を以て敵兵を壓迫しとるなまは彼ハ必ハ窮蹙し久きを待たばて止戦講和の議を望むことあるべしと豫期したり

小頃来熟々小倉士人の所為を見るハ闔藩香春ハ遁逃しとりと雖も撓まは屈せは全力を盡して以て幕府の為めハするの決心を固執し其来襲するや大兵を以てまると非ざは共常ハ四方ハ出沒隱見し

苟も隙の乗ぎべきあまば則ち突出して我を衝き以て小倉城を恢復せんとは是を望めり而して我兵の戦線數里より互り勢ひ其力を分とざるを得ざるが故に寡少の衆を以て守禦を全くすること能はば到底大はわが兵を増し大軍を以て敵の巢窟を一撃の下に鏖破せざれば終に彼を降伏せしむるの日かゝるべし、因て政府は稟申して増兵を乞ひ其間進撃を止め守備を嚴しめて以て援軍の至るを待てり然まども此間各所の小戦争は虚日かく九日小倉の戦の如きは近來の劇戦たり。是より先き藝石兩方面の戦争も亦頗る劇烈にして幕軍常は敗績し數十里の外に退き全く休戦の體ふれば政府も今ハ慮る所なきを以

て鴻城八幡の二隊を差遣し以て我兵は應援せしめたり乃ち十月四日を以て鴻城八幡の兩隊は合をるは他の數隊を以てし小倉口より新町に進み數箇の敵壘を取り又葛原の兵は大貫の敵の中曾禰は出る者を撃て之を走らしめ五日又湯川新町兩道より進み敵を諸處に撃破り七日予は福田三好と徳力は出で其他の諸兵と合撃し敵を數里に追退けたり此日や本陣より葛原徳力其他は榜を立て告示すること左の如し

一 諸村焼拂の儀、百姓を仇とし候は無之、殘兵處々も屯し手向ひ致し候故、不得止放火せしめ候、右は付難澀の者ハ、夫々可申出候、

一 長州の趣意の一點の私心無之候間、正邪を辨
へ實心降伏致し候者、士分たり共之を赦し候
事

本陣

是より先き高杉の馬關に在て病に卧まること數旬
海を渡るを得ば予に委するに戰地の事を以てせし
は頃日捷報の屢々至るを喜び八日予及び福田は鯉
節一箱を贈り并て左の書簡を致せり
追々御進撃御勝利不堪喜躍、小生事も日増全快ふ
れども戰場に赴候程は不相成、御笑殺可被下候、依
之援兵として勝男武士差出候間、是にて罪償度志
願御座候、御一笑可被下候、乍此上御盡力為邦家奉

祈候拜白

十月八日

山縣狂介様

福田俠平様

勝男武士添

數日の戰敵勢益退處するを以て直に其根據香春を
取らんが為は三道より進撃せんことを議し即ち一
の奇兵隊を以て太貫口を虚撃し一の奇兵の一部と
八幡隊とを以て徳力を攻め一の鴻城隊をして敵の
左翼を衝き太閤道に向はしむべしとの戦畧を定め
十日黎明期の如く三道より並進む此日予は太閤道
全軍の士氣益々振ひ先を争ひ勇進從而して敵復と

抗すること能はば恰も無人の境を過ぐるが如く破竹の勢を以て直に龍ヶ鼻の壘を取る日暮に至り諸兵を要衝の地に配置し以て天明を待つ已ふして敵より講和の使を發し徳力口より來らしめ進軍を止めんことを請ひしに葛原口の未だ其事情を詳よせば十三日を以て四小隊を出し太貫に向ひしに敵の應むる者なきを以て兵を止め明早直に根據地を抜りんと思ひしに其夜敵軍より葛原の民家一の書を投ぜり其文は曰く

止戦御談判中の儀御承知可有之依て軍使差立及御乞合度存候御引受可被成哉否御答相待候以上

十月十三日

小倉先鋒軍事掛

長州御出張

依て葛原先鋒より之を本營に報し之れは十四日我より左の答書を遣せり

止戦の儀は付御軍使被差立候段致承知候上曾禰相應の場所は於て御相對可致候間明十五日朝五つ時御出張可被成候為御答如此御座候以上

十月十四日

長州先鋒士官各中

小倉御軍事掛様

十五日予は報國隊品川省吾と俱に上曾禰村淨土寺に於て小倉の軍使に應接せり其人々の野島要人及び佐々木五郎右衛門と呼べり彼曰く小笠原某の命

を奉りて講和止戦を乞ふが為に來たり萬事唯命之
れ従えんと予之に答へて吾輩は先鋒の司令ふれハ
止戦講和の事ハ山口政府に陳請して命を待さん
み然まども貴藩已に止戦は一決せし上ハ武器ハ不
用するべし而して我藩に在てハ方幕府と對戦し
勝敗未だ決せし故に武器を我先鋒に預る可きこ
と又明日先鋒の兵をして行事に繰込まむること
此兩條を約諾せらまんことを望む是を先鋒司令の
任務ふればなりと述べしを彼皆之を承諾せり而
して徳力口ハ前原之に應接せり前原ハ武器の談判
く於是予ハ其翌日兵を行事に進め悉く其武器を收
めしり二十日に至り木部峠太貫峠等要衝の地を我

は渡り一先づ先鋒だけ止戦の事は決したり
十八日予ハ足立の陣營に在り大に時勢は感ずる所
あり左の意見を草し政府に上まり名けて衛夜乃寢
言と曰ふ

四境賊兵一掃以後天下の形勢一變列藩漸く割據
の勢を顯し肥後薩摩宇和島等諸藩大に海軍を興
べ徳川暴威日起縮感正々堂々盜鼠竊の將軍の兵馬を
一孤島を襲ひ故火民家殺農鬼面赫人の壺喝
武門の醜態極まり勝麟太郎其奸謀可惡可懼
の事ハ託し我情態を探らむ其奸謀可惡可懼
長州の武威海内は雷動積年の御忠誠顯然其效を
見る長幕の順逆ハ人然まども未だ天下の耳目を
一新するにたらんを壘蔽し諸奸結黨弄權言路

川の暴政を助け、施せり。小倉の如き、幕府の重なるも、始末の幕威を
借り、其私怨を逞げ、至るも、謀て、其幕府の重なるも、始末の幕威を
終るに、屈服講和、再舉を謀て、其幕府の重なるも、始末の幕威を
武備を充て、小倉の時、先鋒を為し、一三島を割く、此際
幕府を再舉の時、先鋒を為し、一三島を割く、此際
獻し、四事要事、我講和の驗を立、土島を割く、此際
此五事を要事、我講和の驗を立、土島を割く、此際
當り、大に形勢を四境に張り、進撃の境を、此際
内培養英氣、充足武備、陸軍の勿論、尤も海軍を、此際
人砲兵制度、外國の遣實、萬國の形勢を、此際
艦砲兵制度、外國の遣實、萬國の形勢を、此際
民力量費用、馬關の通船を、浪華の運漕の、此際
法措兵置の宜き、馬關の通船を、浪華の運漕の、此際
るに、兵置の宜き、馬關の通船を、浪華の運漕の、此際
り、桑會唐津等の賊魁を、殄滅し、直に浪華城を、此際
十、桑會唐津等の賊魁を、殄滅し、直に浪華城を、此際
任、桑會唐津等の賊魁を、殄滅し、直に浪華城を、此際

策を行ふ、維持す、内政の職務、一歩退き、割據を為し、
二州を維持す、内政の職務、一歩退き、割據を為し、
牙強、是を腹専務、かり、然、後、再び、天日、の、明、を、掲、げ、真、正
の、叡、慮、を、海、外、に、光、輝、せ、し、め、政、體、を、改、張、し、天、下
を、泰、山、の、安、に、措、く、べ、し、を、大、活、眼、を、開、き、萬、國、の、形、勢
得、べ、終、に、萬、里、の、怒、濤、を、涉、り、兵、威、を、夷、虜、の、庭、に、振
ひ、二、州、の、地、を、海、外、に、展、拓、せ、し、め、ん、是、を、祈、望、さ、る
所、か、り、
然、る、に、小、倉、講、和、の、條、件、に、付、て、屢、々、應、接、談、判、を、と
雖、も、彼、是、の、事、情、關、聯、し、て、遲、疑、遷、延、兩、月、に、涉、り、其
間、前、原、彦、太、郎、より、左、の、書、翰、を、送、り、し、こ、と、あ、り、
益、以、御、忠、壯、奉、敬、賀、候、小、笠、原、家、臣、茂、呂、三、郎、平、野、島
要、人、吉、川、種、次、郎、昨、夕、方、來、著、の、由、申、出、候、付、白、石、正

一郎方へ為致止宿置候、今日面會可及應接奉存候
就てハ御氣付之趣、無御腹臆被仰知可被下候、尤御
氣付の次第ハ、御来光にて得拜晤候ハ幸甚萬一
も御来光無之候ハ、一つ書よして御答可被下候
為其匆々呈齋毫候、立待回報、不盡

十一月十七日

寸晦拜の寸晦ハ前原

素狂老兄 梧右

悠々老兄 梧右

此回答ハ福田が前原に面晤して之を悉しり。政府
に於てハ今日の勢小倉に對して嚴正なる談判ハ
及び難き仔細ありとて十二月二十三日御直目付役
相原治人の君命を奉りて来り説諭する所ありし小

未ど幾くふらびて小倉藩ハ封土を捨て、肥後
退去せんと望みされば政府ハ之を講和の議を成
し小倉の事ハ是を以て其平らぎを告げたり、小倉藩
より講和に付我政府へ贈りたる書面ハ左の如し
今般 天幕の御差圖を以て、不得止事より此度の
時體に及び、婦女子農民塗炭の苦み不忍見、國步艱
難社稷危亡の地に立至り、殆んど致當惑候、隣國親
睦を結候ハ古今の通義、況今日の高義之をあるに
於てハ、此未條理不相立儀ハ、幾重にも遂諫争、出兵
不致覺悟罷在候、

十二月二十八日

小笠原近江守

貞正花押

今般主人 天幕の命を以て不得止所より今日の
形勢及び萬民塗炭の苦く救助方殆及困窮畢竟
見込違と致悔悟候依之此末條理不相立儀ハ幾重
も致諫争出兵不致覺悟罷在候、

小笠原出雲

長匡花押

旅

同 甲斐

原 主殿

昌運

小笠原内匠

長願

旅

小宮 民部

予山口の陣は、其意を以て其版圖大なる非は
未と對す、其意を以て其版圖大なる非は
身は、毛利筑前様
浦 鞆負様
抑く小倉の幕府の譜代として其版圖大なる非は
と雖も九州咽喉の地は位一防長征伐の事ある及
びて幕府の頗る重を托せる所かり、然るは太平の久
き武備充實せざるを以て連戦我兵の為は敗らるて
終は和を乞ふに至り、雖も其忠節を幕府は盡きて
に至りては當時只一の小倉あるのみ其城壘ハ已は
焚燬せられ其領地の侵害せられざるも尚死力を竭

して累世の幕恩を酬い勢盡き計窮して以て此に至れること實に義を重んぶるの舉動かりと謂ふべし他日徳川幕府の為に其史を修むる者あらば是を大書特書して可なり
是より先き徳川將軍家茂に長州征討の為に江戸を發し久しく大阪に駐在せしが小倉落城の月即ち八月に至り病を以て薨去し一橋慶喜に入て宗家を繼げり一橋に長州處置の事は付き煩る異見あり勝安房守麟太郎安今芳のを幽居より起して海軍奉行と為し陰に幕府長州の間を調和せしめんことを謀る勝乃ち廣島に來り使を以て其意を岩國に通し岩國に直に之を山口に報せり九月朔山口政府に廣澤兵助井上

聞多此時高田春太御堀耕助此時春木強四長松文輔今の等四人を嚴島に派遣し翌二日四人の島の社坊大願寺に於て勝と面會す勝は單身出席して一橋の内意を傳へ關西諸侯を大阪に會し衆議を採り公平の處置を為さんが為に藝州其他の出兵を解くべきに付貴藩に於ても國境の兵を引揚げらまんことを望むとの旨を説きとり我が答意の大畧は一橋公が今日の趣旨に甚ど解せざる所かり從來我藩の事情上達せば奸吏壅蔽命を矯て我を強壓に故に國民死を以て之を闕下に訴へんとし屢々陳情をまじも採用せられずして遂に我家老をも捕縛せらるゝに至り寔に一橋公にして從來の舉措を不當とするの

意阿らば何を速く公平の處置を為し天下の耳目を一新せられざるや若し然らばして列藩上阪の事あらば我士民の只管軍備の督促ふるやを疑ひ獨り解兵を肯んぜざるのみふらば或は出先より於て如何なる變動を生ずるも計り難し故に斷然黜陟の實效顯たむ大阪城出張の兵を解りまざるまでい今回傳達の趣旨の信を措くは足らばと思惟を云ふは在りき彼我の問答時を移し凡十數回に及びたる後勝は僕歸阪上申の上御處置振りより依り再び貴藩に来ることあらんと述べて其席を去る然まども此後勝は復と来らざりき

